

化学物質を指定化学物質として指定した件

厚生労働省
経済産業省告示第八号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に名称を掲げる化学物質を指定化学物質として指定したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力
経済産業大臣 平沼 赳夫
環境大臣 鈴木 俊一

通し 添 加 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に
基づき、指定化学物質として指定した化学物質の名称

機 神 添 加

6 7 9	ブタン - 2 - オン = オキシム	(2) - 5 4 6
6 8 0	<i>t e r t</i> - ブチル = メタクリレート	(2) - 1 0 3 9
6 8 1	ペルフルオロオクタンスルホン酸	(2) - 1 5 9 5
6 8 2	ペルフルオロオクタン酸	(2) - 2 6 5 9
6 8 3	リチウム = ペルフルオロオクタンスルホナート	(2) - 2 8 1 0
6 8 4	ナトリウム = ペルフルオロオクタンスルホナート	(2) - 2 8 1 0
6 8 5	カリウム = ペルフルオロオクタンスルホナート	(2) - 2 8 1 0
6 8 6	1 , 4 - ジブロモベンゼン	(3) - 5 2

6 8 7	2 , 3 - ジメチルアニリン	(3) - 1 2 9
6 8 8	<i>N</i> , <i>N</i> - ジメチルベンジルアミン	(3) - 3 3 2
6 8 9	1 , 3 - ジフェニルグアニジン	(3) - 4 8 0 (3) - 2 1 8 9
6 9 0	2 - メトキシ - 4 - ニトロアニリン	(3) - 8 0 3
6 9 1	イソフタロニトリル	(3) - 1 7 9 9
6 9 2	4 , 4 - スルホニルジフェノール	(3) - 2 1 6 9
6 9 3	1 , 2 , 3 , 4 , 5 - ペンタブロモ - 6 - クロロシクロヘキサン	(3) - 2 2 5 1
6 9 4	6 , 6 - ジ - <i>tert</i> - ブチル - 4 , 4 - ジメチル - 2 , 2 -	(4) - 1 0 0

メチレンジフェノール

6 9 5	1 - メトキシナフタレン	(4) - 3 6 1
6 9 6	アセナフテン	(4) - 6 4 5
6 9 7	2 - (1 - ナフチル) 酢酸	(4) - 1 0 1 4
6 9 8	3 - シアノピリジン	(5) - 7 4 2
6 9 9	1 - ブロモ - 3 - クロロプロパン	(9) - 1 2 4 7